

別紙

諮詢第 1770 号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成 11 年東京都条例第 5 号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇〇浄水場で平成 15 年 3 月に〇〇及び平成 25 年 6 月に〇〇が実施した原水ポンプ所の耐震診断に関する報告書」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都水道局長が令和 6 年 4 月 17 日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、別表 1 に掲げる本件対象公文書 1 から 3 までを特定し、別表 2 に掲げる本件不開示情報 1 及び 2 を不開示とする本件一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和 6 年 7 月 4 日に審査会へ諮詢された。

審査会は、令和 6 年 8 月 30 日に実施機関から理由説明書を收受し、令和 7 年 9 月 26 日（第 261 回第二部会）から同年 11 月 21 日（第 263 回第二部会）まで、3 回審議を行い、うち、同年 10 月 24 日（第 262 回第二部会）に実施機関から口頭により意見を聴取した。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書及び反論書における

る主張並びに実施機関の弁明書、理由説明書及び意見陳述における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件一部開示決定について

本件開示請求は、〇〇浄水場の原水ポンプ所（取水堰で取水し、自然流下により浄水場内に引き入れた原水をくみ上げるポンプ設備等を設置した施設）の耐震診断に関する文書の開示を求めるものである。

本件対象公文書1は、平成15年耐震診断に係る報告書の一部であり、耐震診断の結果が記載されている。本件対象公文書2及び3は、平成25年耐震診断に係る報告書の一部であり、本件対象公文書2には構造物の概要が、本件対象公文書3には耐震診断の結果が記載されている。

実施機関は、本件開示請求に対し、本件対象公文書1から3までを特定し、本件不開示情報1及び2について、条例7条4号及び6号を理由に不開示とする本件一部開示決定を行った。

イ 浄水場について

浄水場は、都民に安全・安心な水を安定的に供給する上での最重要施設の一つで、一般の人が自由に立ち入ることができない施設である。

国内テロ対策として、厚生労働省が作成した「テロ対策マニュアル等策定指針（改訂版）（令和3年3月）」では、テロの標的となることを回避し、テロを未然に防止するため、水道施設の図面の流出防止等、施設の情報管理の徹底を要請している。

これを踏まえ、実施機関でも、職員以外の来場者への入場制限、写真等撮影の原則禁止、浄水場内の施設配置を推察し得る文言、図画、写真映像の広報物への記載制限を行うなど、厳格に情報管理をしている。

ウ 本件不開示情報1及び2の不開示妥当性について

本件不開示情報1は、浄水場の構造や部材名称を表す情報であり、本件不開示情報2は、浄水場の耐震性能の程度を表す情報である。

実施機関は、本件不開示情報1は浄水場内の施設構造の特定に繋がる情報であり、本件不開示情報2は各施設間の耐震性の強弱の比較が可能となる情報であって、こ

これらを公にすることにより、テロ等の行為を助長し、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとともに、浄水場の管理運営に支障を及ぼすおそれがあるから、条例7条4号及び6号に該当すると説明する。

審査会が検討したところ、本件不開示情報1は、原水ポンプ所施設に係る主要構造材や地中構造の種類、柱や梁の位置に関する情報であり、本件不開示情報2は、柱等の部材の耐震性能に関する情報であると認められ、これらが公にされることとなれば施設の配置、構造が容易に推定できる上、施設におけるぜい弱な部分が明らかとなるため、テロ等の不法行為を企図する者が当該情報に基づき研究、分析を行うことにより、テロ等の敢行を容易にするおそれがあると認められるものであり、条例7条4号に該当する。

また、本件不開示情報1及び2は、東京都の水道事業に関する情報であり、これらの情報を公にすれば、セキュリティの確保が困難となり、浄水場の管理運営に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の説明は首肯できるものであり、水道事業の使命である水道水の安定供給が妨げられるおそれがあることから、条例7条6号にも該当する。

したがって、本件不開示情報1及び2は、条例7条4号及び6号に該当し、不開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書において種々の主張を行っているが、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

小泉 博嗣、荒木 理江、友岡 史仁、府川 蘭子

別表1 本件対象公文書

本件対象公文書	
1	○○浄水場外2箇所耐震診断委託 ○○浄水場原水ポンプ所 耐震診断報告書 表紙、P. 64 から 69 まで
2	○○水路等耐震診断調査委託報告書（総合編）(1/2) 表紙、P. 1-1
3	○○水路等耐震診断調査委託報告書（解析・データ編）(2/2) 表紙、P. 15-332 から 342 まで、P. 15-384 から 386 まで、P. 15-529 から 535 まで、P. 15-668 から 674 まで、P. 15-716 から 718 まで、P. 15-760 から 762 まで、P. 15-772、P. 15-775、P. 15-790、P. 15-795、P. 15-815、P. 15-820、P. 15-832、P. 15-835

別表2 本件不開示情報

本件不開示情報		根拠規定
1	浄水場（一般の人が自由に立ち入ることができない施設）の構造や部材名称を表す情報	7条4号
2	浄水場（一般の人が自由に立ち入ることができない施設）の耐震性能の程度を表す情報	7条6号